

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 7 年 7 月 2 5 日（金）
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎 2 階大会議室
出 席 委 員	1 3 名（1・2・3・4・5・6・7・9・10・11・12・13・14 番）
欠 席 委 員	1 名（8 番）
議 事 日 程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 報告事項 第 3 議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可について
出席した者の職氏名	事務局長 景山 貴文 書記 塚原 誠
議長	開会 9 時 3 0 分 ただ今から令和 7 年度第 4 回飯南町農業委員会総会を開催致します。
議長	（議長からあいさつがなされたのち、出席委員 1 3 名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に 5 番委員、6 番委員が指名された。） それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
議長	（農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について資料に基づき説明。） （農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく合意解約について資料に基づき説明。） （農業経営改善計画の認定について資料に基づき説明。） ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。
議長	議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可について 議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第 1 号 農地法 3 条に基づく許可申請について、本日 2 件の申請が出ています。 受付・申請番号 2 5 3－4 号

	譲渡人の住所氏名	[redacted]
	譲受人の住所氏名	[redacted]
	申請の土地	[redacted] 他 4 筆
	現況地目	田
	登記簿地目	田
	合計面積	4 5 5 8 m ²
	種類	所有権移転
	対価	贈与
	期間	許可の日から永久
	譲渡理由	申請地は、譲渡人が父から相続により取得したもので、数年前から [redacted] に居住しており、当町に帰る気はない。この度、隣接地を所有している譲受人に無償譲渡し、占有・管理することを約し、本件許可申請に及んだ次第。
	譲受理由	譲渡人の要望による。
	備考	—
17 ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。		
	受付・申請番号	2 5 3 － 5 号
	譲渡人の住所氏名	[redacted]
	譲受人の住所氏名	[redacted]
	申請の土地	[redacted]
	現況地目	畑
	登記簿地目	畑
	合計面積	2 8 9 m ²
	種類	所有権移転
	対価	贈与
	期間	許可の日から永久
	譲渡理由	申請地は、譲受人が 8 年前から無償で借り受け耕作を行っていた。譲渡人は申請地を今後も耕作する気はなく、譲受人への無償譲渡を約し、本件許可申請に及んだ次第。
	譲受理由	譲渡人の要望による。
	備考	—
19 ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。		

議長	ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。
■■■■推進委員	譲渡人の■■■■さんは公務員として全国を異動しておられまして、電話で確認したところ、どうしても遊休農地になるのは避けたいということで、地元近隣の方に無償で渡すということでした。また、受け手の■■■■さんの方は、現地と一緒に確認しまして、ここにあります5筆を譲り受けして耕作するということでした。
■■■■推進委員	先日譲渡人の■■■■さんに話を伺いました。本人は以前仕事で■■■■におられて畑の管理ができない状態で、譲受人である■■■■さんに適切に管理していただいていたそうです。その上で、帰って来られましたが畑の耕作を本人はされないことと、相続される親族もおられないということで、このまま■■■■さんに無償で譲渡したいということでした。■■■■さんも現地で確認しましたが、これからも適切に管理することを確認しましたので問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第1号は原案どおり可決いたしました。以上をもちまして、議案審議を終了します。続きまして情報提供をお願いします。
事務局	情報提供をさせていただきます。 (令和7年度雲南地区農業委員会連絡協議会研修会及び懇親会の開催について、令和7年度水田作付の現地確認について、農地パトロールにおけるタブレット導入について説明)
議長	その他何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会総会ですが、8月21日(木)に飯南町役場2階大会議室で行います。また、11月の農業委員会総会を当初は11月28日(金)でご案内しておりましたが11月25日(火)に変更したいと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。

委員	先般地域計画をあれだけ力を入れて、農業委員もしっかり携わって作れということでそれぞれご討議されたと思います。農地パトロールとも関連しますが、推進委員の役割というのはそれが本当に地域にどういう必要性があるのかということも含めて、地域計画が今できているのならば、これによって10年先耕作ができなくなる農地を飯南町全体としてどのくらいあるのかということなどはデータとして出ていますよね。耕作放棄地は出ないようにしなければならないですが、地域計画との整合性がどうなっているのか関心があります。農業委員会としても、まず全体の遊休農地は飯南町として県下でも極めて少ないということで、参考になるデータを農業委員会に示してほしいと思います。我々はそれを掌握する中で、農業委員会としての活動というのを場合によっては考えていかないといけないのではないかと思いますので要望させていただきます。 それと、耕作放棄地について地域計画でもいろいろ出てきたと思いますが、山あいの田は労力的に耕作できないところが少なからずあるのではないかと思います。そういう田については農地から落としてしまうことは可能なのか、あるいは農業委員会としてそうしたことを進めていくのか、農地として残っているのであれば耕作放棄地として残るわけですから、そこはどのように考えていけば良いのかというのが私にはわかりません。今日でなくても良いので整理して農業委員会として統一した考え方を持ってみんなで認識して農家の方に説明をしなければならないのではないかと思います。
議長	地域計画は1年に一度見直すことになっています。今年度末に1年間のいろいろな情報を事務局で整理して、4月にまた皆さんに報告することになります。
委員	10年先にどれだけ耕作者が定まってないかというデータは出ていますよね。今現在作った地域計画がどうかということで変更されていくのであれば、そこは農業委員会に示していただきたいということです。
事務局	データは出ています。
委員	耕作者が定まっていない農地はたくさんありますか。
事務局	営農組織があるところはそうでもないですが、そうでないところはポツポツあります。
委員	そこは推進委員さん、農業委員も含めて協議していかないといけないし、とにかく耕作放棄地、遊休農地になりやすいということですよね。そういうことを思ったのでお願いしたところです。
議長	以上をもちまして総会を終了します。

終了時間 9時55分

会 長

5 番委員

6 番委員